

喀痰吸引等研修機関（第1号研修・第2号研修）の登録申請手続について

1 登録研修期間の登録

介護の業務に従事する者に対して喀痰吸引等の研修（以下「喀痰吸引等研修」という。）を実施するには、都道府県知事から登録研修機関としての登録を受ける必要があります。

香川県内で喀痰吸引等研修を実施する際には、社会福祉士及び介護福祉士法等の関係法令のほか、次に掲げる厚生労働省の通知に基づいて行ってください。

- ・社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について
(平成23年11月11日社援発第1111第1号厚生労働省社会・援護局長通知)
- ・喀痰吸引等研修実施要綱（平成24年3月30日社援発0330第43号厚生労働省社会・援護局長通知）
(以下「実施要綱」という。)

2 研修のカリキュラム<第1号研修及び第2号研修>

(1) 対象者及び実地研修において修得する特定行為別の研修課程

研修課程	対象者	実施できる行為 (実地研修の範囲)
第1号研修	不特定多数の者	喀痰吸引：口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部 経管栄養：胃ろう又は腸ろう・経鼻経管栄養
第2号研修		第1号研修で認定される特定行為のうち、4行為以下の行為

(2) カリキュラム

① 基本研修

(講義)

科目	実務科目	時間数
人間と社会		1.5
保健医療制度とチーム医療		2
安全な療養生活	○	4
清潔保持と感染予防	○	2.5
健康状態の把握	○	3
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論	○	1.1
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説	○	8
高齢者及び障害児・者の経管栄養概論	○	1.0
高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説	○	8
合 計		5.0

(演習)

行 為	回 数
口腔内の喀痰吸引	5回以上
鼻腔内の喀痰吸引	5回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	5回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下型）	5回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形）（希望者のみ）	5回以上
経鼻経管栄養	5回以上
救急蘇生法	1回以上

② 実地研修

行 為	回 数
口腔内の喀痰吸引	10回以上
鼻腔内の喀痰吸引	20回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	20回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下型）	20回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形）（希望者のみ）	10回以上
経鼻経管栄養	20回以上

※第2号研修は第1号研修で認定される特定行為のうち、4行為以下の行為

3 登録研修機関としての登録基準

登録研修機関は、次の登録基準のすべてを満たしていること。

- (1) 喀痰吸引等に関する法律制度及び実務科目について喀痰吸引等研修を実施すること。
- (2) 喀痰吸引等に関する実務科目の講師は、指導者向け研修を修了した医師、保健師、助産師及び看護師とすること。
- (3) 喀痰吸引等研修の業務を適正かつ確実に実施するに足るものとして以下の基準に適合するものであること。
 - ① 講師の数は、受講者の人数を勘案して十分な数を確保すること。
 - ・ 喀痰吸引等研修の実施においては、受講者数の規模に応じて適切な規模での研修体制を整備し、受講者の教育の機会を確保できるよう必要な講師数を確保すること。
 - ② 喀痰吸引等研修に必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。
 - ・ 研修に必要な機械器具、模型等の品名及び数量等については、下記の「登録研修機関が備えておくべき備品等一覧」を参照とすること。

「登録研修機関が備えておくべき備品等一覧」

品名	数量	備考
吸引装置一式	適当数	
経管栄養用具一式	適当数	
処置台又はワゴン	適当数	代替機能を有する床頭台等でも可。
吸引訓練モデル	適当数	
経管栄養訓練モデル	適当数	
心肺蘇生訓練用器材一式	適当数	
人体解剖模型	1	全身模型とし分解数は問わない。

※ 備品等の管理にあたっては、感染症予防等の衛生上の管理に配慮すること。

- ③ 喀痰吸引等研修の業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎を有すること。
 - ・ 経理の基礎として以下の事項について留意すること。
 - ア 当該喀痰吸引等研修の経理が他と区分して整理されていること。
 - イ 会計帳簿、決算書類等収支状況を明らかにする書類が整備されていること。
 - ウ 料金については適当な額とすること。
 - エ 料金の収納方法についても受講者へ配慮した取扱いとするとともに、不当な金額を徴収しないこと。
- ④ 講師の氏名及び担当する科目を記載した書類を備えること。
 - ・ 講義及び演習において指導にあたる講師、実地研修において指導にあたる講師がわかるように整理しておくこと。
- ⑤ 研修の課程ごとに、修了者の氏名、生年月日、住所及び修了年月日を記載した修了者管理簿及び基本研修（講義、筆記試験、演習）、実地研修の各段階における修了状況が分かる修了状況管理簿（任意様式）を作成し、喀痰吸引等研修の業務を廃止するまで保存すること。
 - また、上記管理簿保管に係るマニュアル等を作成し、それに従い適正に保管すること。
 - ・ 「喀痰吸引等研修修了者管理簿」（実施要綱 別紙1）により研修修了者を管理するとともに、基本研修（講義、筆記試験、演習）、実地研修の各段階における修了状況についても、「修了状況管理簿」（任意様式）において管理すること。
- ⑥ 各研修終了後1か月以内に、「喀痰吸引等研修実施結果報告書」（実施要綱 別紙2）に研修課程ごとの修了者の氏名、生年月日、住所及び修了年月日等を記載した喀痰吸引等研修修了者管理簿及び基本研修（講義、筆記試験、演習）、実地研修の各段階における修了状況管理簿を添付のうえ、香川県知事（以下「知事」という。）に提出すること。

4 研修実施基準（喀痰吸引等研修の実施に係る義務）

登録研修機関は、公正に、かつ、上記3の登録基準及び以下の実施基準に適合する方法により喀痰吸引等研修を行うこと。

- (1) 研修の内容は、2(2)の各カリキュラムの時間数や回数以上であること。
 - ① 登録研修機関において、2(2)の内容以上の基準を設けて喀痰吸引等研修を行う場合には、「業務規程」に位置づけるとともに、受講者への周知等、適切な業務実施を行うこと。
 - ② 演習及び実地研修において、人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引を行う場合は、事前協議を要するものとする。
 - ③ 演習及び実地研修において、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形）を行う場合は、経管栄養（滴下型）とは別途に行うこと。また、その場合の回数は、演習については5回以上、実地研修については10回以上とすること。

- (2) 喀痰吸引等研修に係る講義、演習及び実地研修（以下「講義等」という。）において、受講者が修得すべき知識及び技能について、講義等ごとに適切にその修得の程度を審査すること。

なお、登録研修機関においては、当該研修の実施及び修得程度の審査を公正かつ適正に行うための体制として、複数の関係者により構成される「喀痰吸引等研修実施委員会」を整備すること。

- ・研修段階毎の修得審査は、研修課程ごとに次のとおり行うこと。

基本研修の講義修了段階、演習修了段階、実地研修の修了段階の三段階とし、講義については筆記試験の実施により知識の定着を確認し、演習及び実地研修については評価の実施により技能の修得の確認を行うものとする。

※ 具体的な喀痰吸引等研修の実施方法、修得程度の審査方法等については、実施要綱に基づき実施すること。また、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形）については、原則として「改定 介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト」（一般社団法人全国訪問看護事業協会編集）によるものとする。

- (3) 4 (2) の審査により、講義等において修得すべき知識及び技能を修得したと認められる受講者に対して、喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類を交付すること。

- ・喀痰吸引等研修を修了したことを証明する書類については、修了証番号、氏名、生年月日、実地研修を修了した行為、交付年月日及び登録研修機関を明記したうえで、登録研修機関の長名により、研修修了者に対し交付を行うものとする。
- ・また、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形）を修得したと認められる場合には、その旨、喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類に記載すること。

- (4) 研修の一部履修免除

当該喀痰吸引等研修以外の喀痰吸引等に関する研修等の受講履歴その他受講者の有する知識及び経験を勘案した結果、相当の水準に達していると認められる場合（※）には、当該喀痰吸引等研修の一部を履修したものとして取り扱うこととし、以下に定める者の場合には、以下の履修の範囲とすること。

※認められる場合の具体的判断方法については別添「喀痰吸引等研修の一部履修免除の判断方法」による。

- ① 社会福祉士及び介護福祉士法第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで若しくは第 5 号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第 4 号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した者
⇒（履修の範囲）基本研修
- ② 社会福祉士及び介護福祉士法第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで若しくは第 5 号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第 4 号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケア（実地研修を含む）の科目を履修した者
⇒（履修の範囲）基本研修及び実地研修
- ③ 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成 22 年 4 月 1 日医政発第 0401 第 17 号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者
⇒（履修の範囲）基本研修の演習のうち「口腔内の喀痰吸引」及び実地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」

- ④ 平成 22 年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」の研修（平成 22 年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した者
⇒（履修の範囲）基本研修（講義）、基本研修（演習）及び実地研修
（上記研修において実地研修を修了した行為に限る）
- ⑤ 「平成 23 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について」（平成 23 年 10 月 6 日老発第 1006 号第 1 号 厚生労働省老健局長通知）に基づく研修を修了した者
⇒（履修の範囲）基本研修（講義）（筆記試験に合格した者に限る）、基本研修（演習）
及び実地研修（上記研修において修了した行為に限る。）

(5) 実地研修の実施先

実地研修の実施先については、登録喀痰吸引等事業者となる事業所、施設等で行うことが望ましく、医療機関において実地研修を実施する場合でも、対象者の状態が比較的安定している介護療養病床や重症心身障害児施設等において研修を行うことが適当であること。

(6) 研修の修業年限

実地研修の修業年限は、基本研修修了後 1 年以内とする。

5 研修実施にあたっての留意点

- (1) 具体的な喀痰吸引等研修の実施方法、修得程度の審査方法等については、実施要綱に基づき実施すること。
- (2) 喀痰吸引等研修の講師
 - ① 喀痰吸引等が医行為であるから、当該喀痰吸引等研修のうち実務に関する科目についての講師は医療従事者に限定される。
 - ② 以下の指導者向け研修を修了した者が、研修課程に応じて講師となる必要がある。
 - ア 平成 22 年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」における指導者講習（平成 22 年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師
 - イ 平成 23 年度に「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（指導者講習）の開催について」（平成 23 年 8 月 24 日 老発 0824 第 1 号老健局長通知）による指導者講習を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師並びに上記指導者講習と同等の内容の講習として都道府県において実施された講習等を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師
 - ウ 「平成 24 年度喀痰吸引等指導者講習（第一号、第二号研修指導者分）の開催について」（平成 24 年 5 月 18 日 社援基発 0518 第 1 号社会・援護局福祉基盤課長通知）による指導者講習を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師並びに上記指導者講習と同等の内容の講習として都道府県において実施された講習等を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師
 - エ 「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」（平成 23 年 10 月 28 日社援発 1028 第 3 号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める医療的ケア教員講習会を修了した医師、保健師、助産師及び看護師

(3) 研修の委託等

喀痰吸引等研修については、基本研修及び実地研修のそれぞれについて、適切な事業運営が確保できると認められる他の研修機関への委託及び外部講師の招へいは可能である。

ただし、基本研修及び実地研修の全てを委託することは認めない。研修の一部を委託する場合（特に実地研修）は、委託先における評価の平準化を徹底することとし、委託先で実施した評価について評価票に基づき報告を受けること。

また、研修の具体的な実施方法を示すとともに、委託先から実施機関としての承諾書（参考様式6-1）を徴取すること。

講師について雇用関係は必要とせず、研修の実施に支障がなければ常勤・非常勤等の採用形態についても問わないが、賃金の支払いや講師としての業務従事に一定程度の責任を担ってもらうため、登録研修機関と講師との間において、契約や取り決めを行うこと。

(4) 登録研修機関における喀痰吸引等研修の実施においては、当該研修機関を有する事業者が自社職員のみに対するお手盛り研修とならないよう、公正中立な立場で研修を実施すること。

6 登録研修機関の登録申請に必要な書類

(1) 登録研修機関登録申請書（様式12-1）

(2) 設置者に関する書類

① 設置者が法人である場合

法人の定款又は寄付行為

登記事項証明書（直近3か月以内の「履歴事項全部証明書」の原本に限る。現在事項証明書は不可）

② 設置者が個人である場合

住民票の写し（原本に限る。住所、氏名、生年月日が記載されたもので発行後3か月以内のもの。）

(3) 社会福祉士法及び介護福祉士法附則第7条各号の規定に該当しない旨の誓約書（様式12-2）

(4) 登録研修機関登録適合書類（様式12-3）

(5) (4)に添えて提出する書類

適合要件番号	書類と記載内容・留意点（参考様式を示している場合は様式番号）
1	研修実施内容を業務規程（参考様式1）に盛り込むとともに、別途、カリキュラム（兼）講師一覧表（参考様式2）を作成
2	講師ごとの講師履歴書（実施要綱 別紙3）及び講師就任承諾書（参考様式5）を作成（有資格者は免許証の写しを添付）
3	① 内容を業務規程に盛り込むとともに、別途、カリキュラム（兼）講師一覧表（参考様式2）及び職員体制（参考様式7）を作成
	② 備品一覧表及び図書目録（参考様式3）（喀痰吸引等研修に関するもののみで可）及び研修会場の平面図を作成
	③ 研修事業に係る収支予算及び財務計画（参考様式4）を示す
	④ 2及び3①で代用可
	⑤ 修了者管理簿保管に係るマニュアル等を作成
	⑥ 喀痰吸引等研修修了者管理簿（実施要綱 別紙1）及び修了状況管理簿（任意様式）を作成

※ その他関連する資料があれば提出のこと

(6) 実地研修の一部を委託する場合においては、当該研修機関に関する資料とともに委託契約書、喀痰吸引等研修実地研修実施機関承諾書（参考様式6-1）等

7 業務規程について

- (1) 登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、喀痰吸引等研修の業務の開始前に、知事に届け出なければならない。変更しようとするときも同様とする。
- (2) 業務規程は当該登録研修機関内への掲示、当該登録研修機関で実施される喀痰吸引等研修の受講希望者等への提示など、必要に応じて適宜提示及び説明を行うことができるように努めること。
- (3) 業務規程の記載内容

【法令上の必須項目】

- ① 受付方法、実施場所、実施時期、実施体制、その他実施方法に関する事項（実施要綱に定めるとおり）
- ② 安全管理のための体制に関する事項
- ③ 料金に関する事項
- ④ 業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
- ⑤ 業務の実施に係る帳簿及び書類の保存に関する事項
- ⑥ その他喀痰吸引等研修の業務に関し必要な事項

- ・ 開講目的
- ・ 研修事業の名称
- ・ 実施する研修課程
- ・ 研修講師氏名一覧
- ・ 実地研修実施先一覧
- ・ 研修修了の認定方法
- ・ 受講資格

※ なお、登録研修機関における喀痰吸引等研修は、実施事業者に所属する職員以外にも、受講希望者を受け入れるものであることから、実施案内や受講資格、研修費用、評価方法、実地研修の実施先における指導の平準化等に関する定めについては、その公平性に留意すること。

8 事前協議及び登録申請窓口

長寿社会対策課 介護人材グループ

電話：087-832-3275

FAX：087-806-0206

9 登録申請の方法

6 登録研修機関の登録申請に必要な書類を研修開始の2か月前までに電話予約のうえ、長寿社会対策課介護人材グループに持参してください。

10 その他の手続

(1) 登録の更新

更新を受けなかった場合は、5年間の経過により登録の効力を失います。

登録の更新を行おうとする場合は、登録研修機関登録更新申請書（様式14-1）により申請を行ってください。

(2) 登録内容の変更

登録した後、次に掲げる内容に変更が生じた場合は、登録研修機関変更登録届出書（様式14-2）をあらかじめ提出してください。

- ① 代表者の氏名・住所、事業所の名称・所在地、法人の寄付行為又は定款

② 講師、カリキュラム、使用する施設、実地研修施設・設備、実地研修施設の責任者等

(3) 業務規程の変更

業務規程の内容を変更する場合は、登録研修機関業務規程変更届出書（様式 15）を研修業務開始 20 日前までに提出してください。

(4) 業務の休廃止

研修業務を廃止又は休止する場合は、登録研修機関休廃止届出書（様式 16）を廃止又は休止する 1 か月前までに提出してください。

⇒ 休止後の事業再開については、再開届出等の提出なく再開可能ですが、当初の期間を延長して休止する場合には再度休止届出書の提出が必要です。

⇒ なお、廃止を行った場合は、その時点で帳簿などが都道府県に引き継がれることとなるため、この後に再開する場合には、再度登録申請から行うことになります。

(5) 研修実施の届出

① 登録研修機関は研修の研修業務開始 1 か月前までに喀痰吸引等研修実施届出書（参考様式 8）を提出してください。

② 受講者の所属施設に実地研修の一部を委託する登録研修機関は、実地研修を開始する 1 か月前までに当該研修機関に係る資料として、喀痰吸引等研修実地研修実施機関承諾書（参考様式 6-1）を提出してください。

③ 香川県内に研修会場を持たない登録研修機関が、受講者の所属施設を借用して研修を行う場合は、基本研修を実施する 1 か月前までに、基本研修実施場所仕様承諾書（参考様式 6-2）を提出してください。

11 その他の留意点

(1) 登録研修機関は登録を受ける前に受講者を募集してはならない。

(2) 募集にあたっては、誇大広告等により受講者に過大な期待や不利益を与えることがないように、正確な広告表示を行うこと。

(3) 登録研修機関の職員は、正当な理由がなく、その事業実施上、知り得た受講者に係る個人情報を出しはならない。

(4) 登録研修機関は、受講者が実地研修等において知り得た個人情報を漏らすことがないように、受講者を指導すること。

(5) 登録研修機関は当該機関の責任で実地研修を行う施設等を確保するとともに、受講者の実地研修の受入が円滑に行われるよう十分な調整を行うこと。

(6) 登録研修機関は、研修事業の実施に先立ち、実地研修を保険対象とした損害賠償保険制度に加入しておくなど、実地研修の実施における安全確保措置として適切な対応を図ること。

12 その他

(1) 香川県からの命令

・適合命令

登録基準に適合しないと認めるとき、適合するための必要な措置を命ずる。

・改善命令

適正な研修を実施していないと認めるとき、改善への必要な措置を命ずる。

(2) 登録の取り消し・業務停止

次のいずれかに該当する場合において、処分を行うことがある。

- ① 欠格条項（様式 12-2 「社会福祉士及び介護福祉士法附則第 7 条の規定に該当しない旨の誓約書に記載）のいずれかに該当したとき
- ② 変更届出、業務規程の変更届出、休廃止の届出を行わなかったとき
- ③ 適合命令又は改善命令に違反したとき
- ④ 研修業務に係る帳簿の整備・保存をしていないとき
- ⑤ 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき

(3) 登録内容については、かがわ介護保険情報ネットのホームページに掲載する。

喀痰吸引等研修の一部履修免除の判断方法

当該喀痰吸引等研修以外の喀痰吸引等に関する研修等の受講履歴その他受講者の有する知識及び経験を勘案した結果、相当の水準に達していると認められる場合の具体的判断方法は以下のとおりとする。

- ① 社会福祉士及び介護福祉士法第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで若しくは第 5 号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第 4 号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した者

⇒（履修の範囲）基本研修

（判断方法）

「演習の評価項目による技術確認」（下記）により判断する。

基本研修を履修した研修受講希望者は、演習で定められた全ての行為（5 行為）を実施し評価票（平成 24 年 3 月 30 日社援発 0330 第 43 号 厚生労働省社会・援護局長通知 別紙 1-1~1-6）の全ての評価項目について、以下のア～ウの 3 段階で演習指導講師が確認する。

ア	評価項目について手順通りに実施できている。
イ	評価項目について手順を抜かしたり、間違えたりした。
ウ	評価項目を抜かした。（手順通りに実施できなかった。）

※研修の一部（基本研修）履修免除になる者は、全ての行為の評価項目が、ア「評価項目について手順通りに実施できている」と指導講師が判断した場合とする。ただし、判断するための各行為の実施は 2 回までとする。評価基準に達していない場合は、演習から研修を受講することとする。

- ② 社会福祉士及び介護福祉士法第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで若しくは第 5 号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第 4 号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケア（実地研修を含む）の科目を履修した者

⇒（履修の範囲）基本研修及び実地研修

（判断方法）

「実地研修の評価項目による技術確認」（下記）により判断する。

基本研修及び実地研修を履修した研修受講希望者は、履修した範囲の行為を実施し、評価票（平成 24 年 3 月 30 日社援発 0330 第 43 号 厚生労働省社会・援護局長通知 別紙 1-1~1-6）の全ての評価項目について、以下のア～エの 4 段階で演習指導講師が確認する。

ア	1 人で実施できる。 評価項目について手順通りに実施できている。
イ	1 人で実施できる。 評価項目について手順を抜かしたり、間違えたりした。 実施後に指導した。

ウ	1人で実施できる。 評価項目について手順を抜かしたり、間違えたりした。 その場では見過ごせないレベルであり、その場で指導した。
エ	1人での実施を任せられるレベルにはない。

※研修の一部（基本研修及び実地研修）履修免除になる者は、（実地研修の技能確認であるが危険防止の為、利用者ではなく人体模型で手技を行い、）履修した範囲の全ての評価項目が、ア「評価項目について手順通りに1人で実施できている」と指導講師が判断した場合とする。ただし、判断するための各行為の実施は2回までとする。評価基準に達していない行為については、さらに「演習の評価項目による技能確認」を行い、評価基準に達している行為については実地研修から、評価基準に達していない行為については、演習から研修を受講することとする。

- ③ 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成22年4月1日医政発第0401第17号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者

⇒（履修の範囲）基本研修の演習のうち「口腔内の喀痰吸引」及び実地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」

（判断方法）

「**実地研修の評価項目による技術確認**」により判断する。

※ただし行為は「口腔内の喀痰吸引」のみとする。

- ④ 平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」の研修（平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した者

⇒（履修の範囲）基本研修（講義）、基本研修（演習）及び実地研修
（上記研修において実地研修を修了した行為に限る）

（判断方法）

「**実地研修の評価項目による技術確認**」により判断する。

※ただし行為は「実地研修を修了した行為」のみとする。

- ⑤ 「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について」（平成23年10月6日老発第1006号第1号 厚生労働省老健局長通知）に基づく研修を修了した者

⇒（履修の範囲）基本研修（講義）（筆記試験に合格した者に限る）、基本研修（演習）及び実地研修（上記研修において修了した行為に限る）

（判断方法）

「**実地研修の評価項目による技術確認**」により判断する。

※ただし行為は「実地研修を修了した行為」のみとする。